

デイサービスやわらぎの里ぷらす館
通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人正和会が開設するデイサービスやわらぎの里ぷらす館(以下「事業所」という。)が行う通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業(以下「事業」という。)により、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な通所介護及び通所型サービス(以下「通所介護等」という。)を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所は、利用者が要支援又は要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮するものとする。
- 2 利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の援助及び機能訓練等の必要な援助を行うものとする。
 - 3 事業の運営にあたっては、関係市町保険者、地域の保健・医療・福祉施設等との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 指定通所介護等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 6 指定通所介護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。
 - 7 前6項のほか、「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等の基準等に関する条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービス やわらぎの里 プラス館
- (2) 所在地 兵庫県川西市清和台4丁目5-1

(職員の区分、定数及び職務内容)

第4条 事業所の職員の区分、定数及び職務内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者 常勤兼務1名
管理者は、職員の管理を一元的に行うとともに、運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 常勤専従1名以上(但し、管理者と兼務)
生活相談員は、事業所への指定通所介護等の利用申込みに係る調整や面接、職員に対する相談助言及び技術指導を行うとともに、他の職員と協力して通所介護等計画の作成等の業務を行う。
- (3) 看護職員 非常勤専従1名以上
看護職員は、利用者の保健衛生管理及び健康管理の業務を行うとともに、利用に不可欠な医療情報の収集、管理等の業務を行う。

(4) 機能訓練指導員 常勤兼務 1 名以上

機能訓練指導員は、利用者の機能回復及び機能低下の予防に必要な訓練及び指導等の業務を行う。

(5) 介護職員 常勤専従 2 名以上 非常勤専従 3 名以上

介護職員は、利用者の心身の介護に従事するとともに利用者の個別援助、介護計画、アセスメントの企画及び実施、日常生活助言及び相談等の援助業務を行う。

(6) 管理栄養士 常勤兼務 1 名（特別養護老人ホームやわらぎの里ふらす館の管理栄養士が兼務）

管理栄養士は、利用者の栄養並びに身体の状態及び嗜好を考慮し、自立支援に配慮し業務を行う。

(7) 事務職員 常勤兼務 1 名以上（特別養護老人ホームやわらぎの里ふらす館の事務職員が兼務）

事務職員は、総務、庶務、会計事務に関する業務を行う。

2 前項に定める職員のほか、必要に応じその他の職員を置くことができる。

3 第 1 項の定数については、業務の都合等により、人員を増員することができる。

(営業日及び時間)

第 5 条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。（1 2 月 3 0 日から 1 月 3 日の間を除く）

(2) 営業時間は、通常 9 時 2 5 分から 1 6 時 3 5 分とする。

(利用定員)

第 6 条 事業所の利用定員は、1 日 3 5 名とする。

(サービスの内容)

第 7 条 通所介護等の内容は、次に掲げるもの及びその他必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 入浴、排泄、食事、送迎等の介護

(2) 生活等に関する相談及び助言

(3) 健康状態の確認、日常生活上の支援

(4) 機能訓練及びレクリエーション（創作活動等）

(利用料)

第 8 条 通所介護等を提供した場合の利用料の額は、所管大臣が定める基準（介護報酬告示）によるものとし、当該通所介護及び介護予防通所介護が法定代理 受領サービスであるときは、その 1 割または 2 割・3 割の支払を受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、事業所は利用者から以下の費用の支払いを受けるものとし、その額は別表のとおりとする。

(1) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う場合の送迎費用

(2) 食事の提供に要する費用、おむつ代、その他の日常生活費

3 事業所が利用者から前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(事業実施地域)

第 9 条 事業実施の登録区域は、次のとおりとする。

川西市、伊丹市、宝塚市、猪名川町、豊能町、能勢町、池田市

2 通常の実施区域は、次のとおりとする。

川西市、猪名川町、その他

(その他運営に関する留意事項)

第10条 「事業所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。その際、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回

3 事業者は、職員、設備備品及び会計に関する記録を整備する。

4 事業者は、指定通所介護等に関する諸記録を整備し、サービスの提供を簡潔した日から5年間保存する。

5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

(秘密の保持)

第11条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守秘しなければならない。

2 職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守秘させるため、雇用契約において、職員でなくなった後においても当該秘密を守秘する旨の内容を明示するものとする。

(苦情及び事故処理)

第12条 管理者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情処理責任者及び苦情処理担当者を置き、苦情を受けたときはすみやかに事実関係を調査するとともに、対応結果について利用者に報告するものとする。

2 苦情処理に係る第三者委員を設置し、指導又は助言を受ける。

(通所介護等計画の尊重)

第13条 利用者は、その意思等を尊重した通所介護等計画による生活を享受し、職員から必要な援助を受けるものとする。また、相互に共同生活の主旨を尊重して健全な秩序の維持に努めるものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業者は職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備等及び備品等の衛生的な管理に努める。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(身上変更の届け出)

第15条 利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(施設内禁止行為)

第16条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔等により他人に迷惑をかけること
- (2) 指定した場所以外で喫煙等を行うこと
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全な生活を害すること
- (4) その他管理者が定める内容に違背すること

(損害賠償)

第17条 利用者は、故意に施設(設備及び備品)に損害を与えた場合は、その損害を弁償又は現状に回復する責めを負わなければならない。

(緊急時における対応方法)

第18条 職員は、通所介護等の実施中に、利用者の病状が急変したときは、速やかに主治医への連絡等の措置を講じるとともに、管理者及び家族に報告するものとし、その他緊急事態が発生したときは、管理者及び各行政機関に適宜、報告するものとする。

2 利用者に対する通所介護及び介護予防通所介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、事業所は、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第19条 管理者及び防火管理者は、非常災害その他急迫の事態に備え、とるべき措置について予め対策を立て、適宜、利用者及び職員の防災訓練を行うものとする。

(危機管理)

第20条 管理者は事業運営及び管理するにあたって、災害、地震、食中毒、伝染病、その他の事故等で施設全体に係わる対策の必要が生じた場合は、迅速かつ適切な緊急対策を行う。

(生活環境の維持)

第21条 職員は、施設建物内外を明るく清潔に保ち、安全で快適に過ごせる生活環境の維持に努めるものとする。

- 2 職員は、建物内外の設備、什器等の整理整頓を心掛け、常に利用者の安全を確保するための配慮をしなければならない。
- 3 職員は、階段や見通しの悪い廊下、その他危険が予測される場所に什器や物品等を放置してはならない。
- 4 職員は、薬品類等の保管管理を厳正に行うとともに、ガスや火気等の使用及び管理に注意を払い、利用者の安全確保に努めなければならない。
- 5 職員は、物品の運搬や移動、扉の開閉、清掃、その他職務遂行上において、常に利用者等の危険防止に留意しなければならない。

(サービス提供に関する記録)

第22条 サービスの実施状況及び利用者の解決すべき課題の把握に資するため、サービスの提供においては、次に掲げる記録を整備するものとする。

(1) サービス提供に関する記録

- ア 通所介護等計画書
- イ サービス提供の状況及び利用者の事業所での活動の経過に係る記録
- ウ 身体拘束等の適正化に係る記録
- エ 苦情の内容等の記録
- オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(2) 市町村への通知に係る記録

2 前項に掲げる記録については、その完結の日から5年間備えておくものとする。

(暴力団の排除)

第23条 事業所は、事業活動により暴力団の活動を助成することなく、又、暴力団の運営に資することのないよう排除し、利用者が安心してサービスの利用ができる環境を整備する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第24条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行う。

2 事業者は、利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。

4 事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(ハラスメント)

第25条 ハラスメント行為を職員に周知して、個人の尊厳を守り働く人が能力を十分に発揮できるようにする。

2 ハラスメント相談窓口を設け、相談者等に対して不利益になる取り扱いをしないものとする。

(虐待の防止)

第26条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措

置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第27条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第28条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護等の提供を行うよう努めるものとする。

（身体的拘束等の適正化）

第29条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを講じるものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。

2 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

3 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（運営内容の自己評価）

第30条 事業者は、その提供する指定通所介護等のサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2 事業者は、前項における評価の結果を公表するように努める。

（その他）

第31条 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、社会福祉法人正和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

- 1 この規程は、平成27年 7月 1日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
- 3 この規程は、平成27年10月 1日から施行する。
- 4 この規程は、平成28年 1月 1日から施行する。
- 5 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 6 この規程は、平成29年11月 1日から施行する。
- 7 この規程は、令和 6年 3月 1日から施行する。
- 8 この規程は、令和 7年 3月 1日から施行する。